

## 第5回 今後の有料道路のあり方研究会

### (1) 最近の動向について

ETCの普及状況等

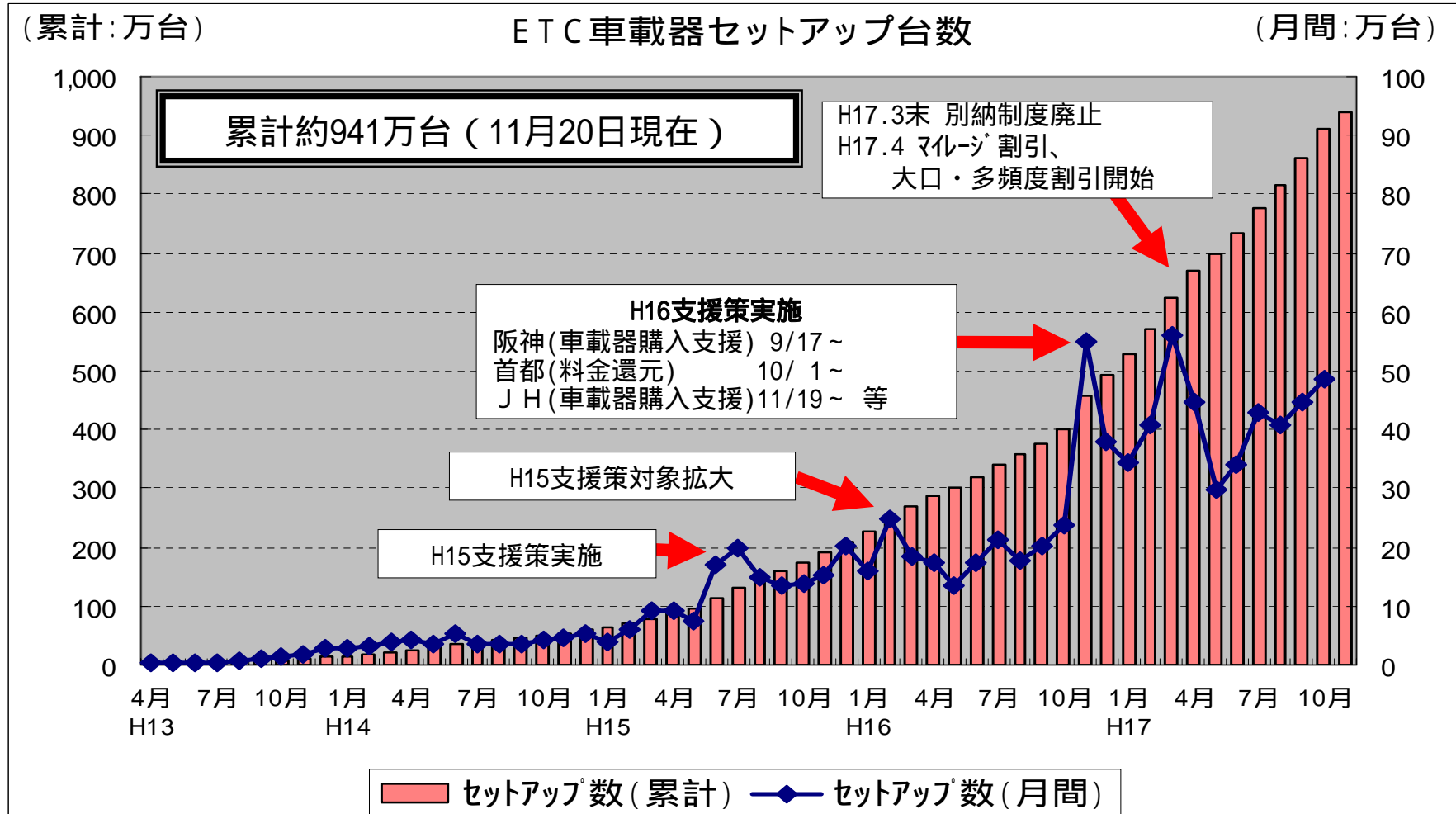
高速道路の割引キャンペーン等

# ETCの普及状況等

# (1) ETCの利用・普及状況

## 車載器の普及

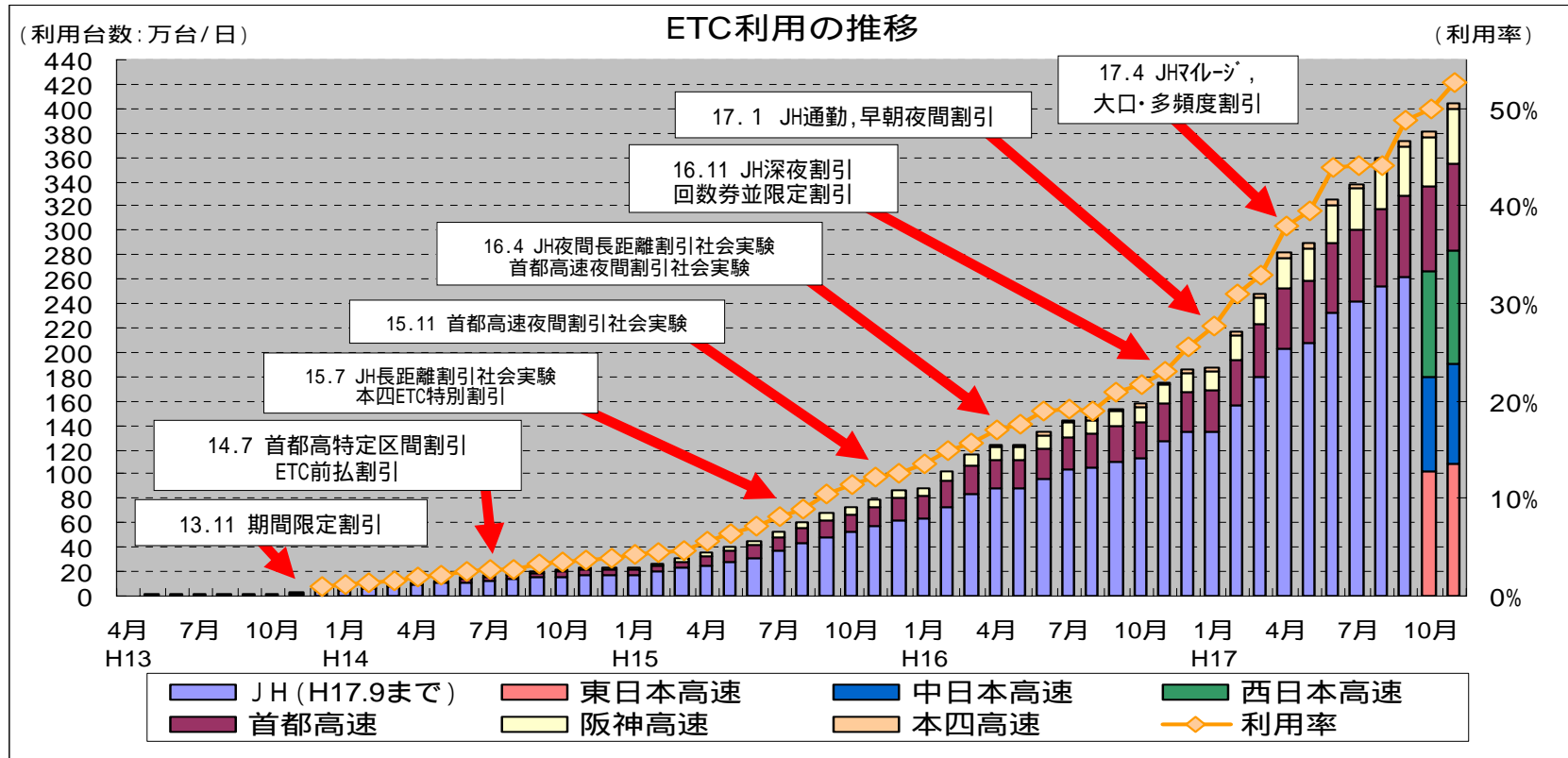
平成17年11月のETC車載器のセットアップ台数は約940万台



# (2) ETCの利用・普及状況

## 利用率の状況

平成17年11月現在のETC利用率は  
**全国で52.6%、首都高速で62.0%**



ETC利用率(平成17年11月11日 - 11月17日平均)

	東日本高速	中日本高速	西日本高速	首都高速	阪神高速	本四高速	全 国
ETC利用台数	約 1,083,700 台/日	約 817,000 台/日	約 935,600 台/日	約 713,600 台/日	約 445,800 台/日	約 48,400 台/日	約 4,044,100 台/日
(通行総台数)	約 2,158,000 台/日	約 1,491,700 台/日	約 1,937,800 台/日	約 1,150,800 台/日	約 857,300 台/日	約 91,100 台/日	約 7,686,800 台/日
ETC利用率(%)	50.2%	54.8%	48.3%	62.0%	52.0%	53.1%	52.6%

# (3) 主なETC普及促進策

## (1) ETC車載器リース制度

- ・ETC利用開始時の初期費用を低減するため、70万台を対象に月々わずかな費用(数百円)でETC車載器のリース、割賦販売等による経費の一部を助成する制度を平成17年4月より実施。

## (2) 二輪車ETCへの対応

- ・現行のETCシステムを活用し、安全性や通信機器の動作等に関する評価などを行うため、首都圏を対象にプロライダーによる試行運用を平成17年4月より開始。11月より一般モニターによる試行運用を実施。



## (3) クレジットカード以外の決済方法の導入

- ・あらかじめ保証金を預託の上、通行料金を金融機関の口座から引き落とす方法による保証金(デポジット)方式を平成17年11月より導入予定。

# (4) 主なETC普及促進策

## (4) ワンストップサービスの 継続実施

- ・SA・PA等において、ETCカードの取得からETC車載器の取付・セットアップを1箇所で実施できるキャンペーンを継続的に実施。  
平成17年4月からカー用品店の店頭においてもサービス実施。

## (5) ETC専用レーンの増設

- ・利用率70%時に容量オーバーする料金所や、交通錯綜が懸念される料金所においてETC専用レーンを追加整備。  
(東・中・西日本高速; 約140レーン等)

## (6) 予告アンテナ等の整備

- ・大都市圏の本線料金所等において、カード有効期限切れ等を伝える予告アンテナを設置。
- ・都市部のICを中心にカード未挿入等を伝えるお知らせアンテナを設置。

## (7) セットアップ情報料の 還元キャンペーンの継続

- ・ORSEが発行するセットアップ情報の発行料の還元(通常525円 0円)キャンペーンを平成17年末まで継続。



平成17年10月31日  
国土交通省  
東日本高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社  
首都高速道路株式会社  
阪神高速道路株式会社  
本州四国連絡高速道路株式会社

## 二輪車ETC試行運用に関する一般モニター募集について

現在のETCは自動二輪車が対象となっていないことから、国土交通省及び東日本高速道路株式会社等の関係機関は連携して、全国の二輪車ETCの導入に向けた検討を進めてきたところです。

その検討結果を踏まえ、平成17年4月28日から首都圏の一部料金所において、プロライダーによる試行運用を実施しています。

運用状況を分析した結果、安全面や通信機器の動作等の信頼性について問題が無いことが確認されました。

よって、全国の高速道路等を対象にして、一般のライダーの方を対象としたモニター(全国で5,000台)による試行運用を行うこととしました。

まず、首都圏においてモニターを募集することとしましたので、お知らせいたします。  
なお、募集の詳細につきましては、別紙のモニター応募要領をご参照ください。

今後、首都圏における走行状況を踏まえ、順次、試行範囲を近畿圏、中部圏に拡大し、全国展開に向けた準備を進めていく予定です。

問い合わせ先：国土交通省道路局有料道路課 企画専門官 畠中 秀人  
有料道路高度化推進係長 酒井 浩一  
TEL 03-5253-8111 (内線 38305,38342) 03-5253-8499 (直通)  
東日本高速道路株式会社 広報室  
TEL 03-3506-0175 (直通)  
中日本高速道路株式会社 総務部 広報室  
TEL 052-222-3628 (直通)  
西日本高速道路株式会社 経営企画部 広報室  
TEL 06-6344-7410 (直通)  
首都高速道路株式会社 営業部 ETC推進室サービス促進グループ  
TEL 03-3264-8356 (直通)  
広報室  
TEL 03-3539-9257 (直通)  
阪神高速道路株式会社 経営企画部 広報グループ  
TEL 06-4963-3232 (直通)  
本州四国連絡高速道路株式会社 総務部広報課  
TEL 078-291-1023 (直通)

# モニター応募要領

## 1. 応募受付開始日時

平成17年11月1日(火) 午前10時より

## 2. 応募方法

財団法人 道路新産業開発機構ホームページ(下記、URL参照)から応募できます。所定の画面で氏名・住所、車種・車両番号などの必要事項を入力して送信してください。

URL <http://www.hido.or.jp/nirin/index.html>

## 3. ETC車載器の取り付けについて

車載器の取り付けについては、取り付け店舗の受け入れ体制を考慮し段階的に実施しますので、場合によっては、応募受付後しばらくの間お待ち頂くことがあります。

## 4. 対象範囲

対象範囲は当面首都圏の一部路線・区間とします。

対象範囲外の走行は出来ません。

	対象範囲
東・中日本高速道路 株式会社区間	中央自動車道(高井戸～八王子) 東京外環自動車道(全線：一部料金所) 第三京浜道路(全線) 横浜新道(全線) 京葉道路(一之江～花輪)
首都高速道路 株式会社区間	全線(一部料金所を除く)



対象範囲、対象料金所については段階的に拡大することを予定しています

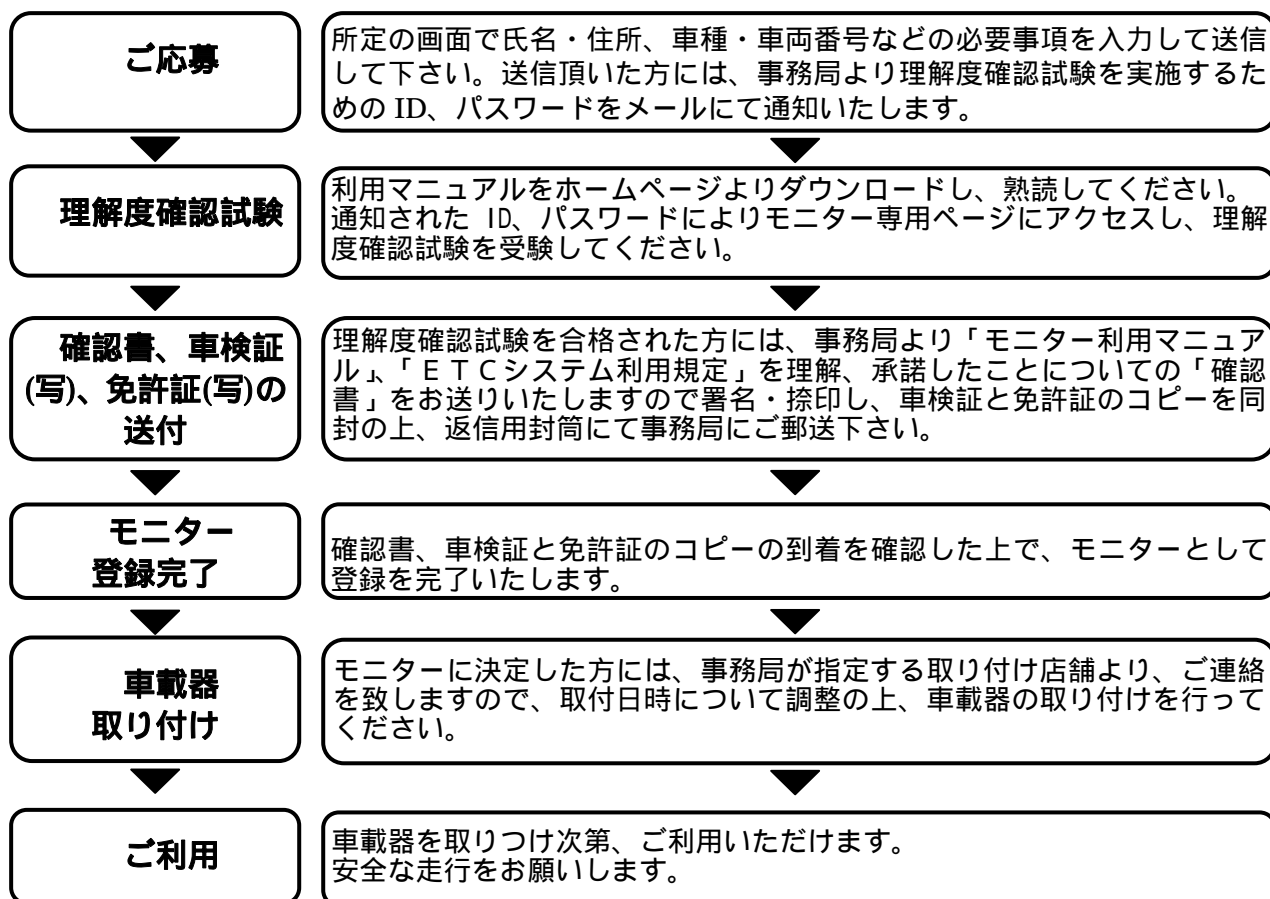


## 5. 応募条件

(応募条件を満たさない方については、モニターへの参加をご遠慮頂く場合があります。)

- ・モニター開始までに、E T Cカードをご用意いただけること。
- ・対象範囲を厳守して走行していただけること。
- ・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県に在住されていること。
- ・連絡可能なEメールアドレスを保有されていること。
- ・E T C車載器の取り付けが可能な二輪車を保有されていること。  
E T C車載器の収容空間が確保できない車両については、外付け収納ボックスを利用した取り付けが可能です。(ボックス及びボックス取付費用はモニター負担)
- ・車載器取り付けのため、事務局が指定する取り付け店舗に車両を持ち込んで頂けること。
- ・インターネットホームページでのアンケートにご回答いただけること。
- ・上記の他、モニター利用マニュアル及びE T Cシステム利用規程等を遵守のうえ、ご利用していただけること。
- ・違法改造車はモニターとして認められませんので、車載器の取付は行いません。

## 6. ご応募からご利用までの流れ



## 7. 応募に関する問合せ先

財団法人 道路新産業開発機構 二輪モニター窓口

TEL : 03 - 5614 - 7699 FAX : 03 - 3666 - 2988

(受付時間：土日、祝祭日を除く 10:00～17:00)

メール：monitor@hido.or.jp

中部経済 11月4日(月)

# 二輪車ETCに応募殺到

## 国交省 モニター拡大検討

国土交通省と東日本、首都高速道路株式会社などが東京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏で募集した二輪車向けノンストップ料金収受システム(ETC)の試験運用一般モニターへの応募が一日の

開始から二日間で三千五百台を超えた。全国枠の五千台に迫り、同省などは急ぎよ、モニター数拡大の検討を始めた。

人気の理由は、十月からのハイウェイカードの販売中止で二輪車利用者

向けの割引制度がなくなった中、ETC割引を先取りできる点だ。

モニターにはまだ市場で販売されていない二輪車専用のETC車載器を

にスタート。来年三月末までに順次エリアを全国に拡大する予定。

二輪用のETC車載器は、乗用車に比べ振動や雨対策が難しく市販化が遅れているが、国交省は、来年中には市販化にめどを付け、本格運用にこぎ着けたいとしている。

モニター申し込みは道路新産業開発機構のホームページから。<http://www.hido.or.jp/nirin/index.html>

東京17年11月4日(朝)夕8

**二輪ETC募集 応募殺到し停止**

首都圏

国土交通省と東日本、首都高速道路株式会社などが二輪車向けノンストップ料金収受システム(ETC)の試験運用一

般モニターをインターネットを通じて募集したところ、一日の開始から応募が殺到し、東京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏対象分だけで全国枠の五千台に達し、三日後、急ぎよ募集をストップした。

人気の理由は、十月からのハイウェイカードの販売中止で二輪車利用者向けの割引制度がなくなった中、ETC割引を先取りできる点だ。

モニターにはまだ市場で販売されていない二輪車専用のETC車載器を早ければ今月末から無料

で貸与する。通常料金七百分の首都高速の場合で午後十時以降の深夜割引により、料金は普通乗用車と同様、五百六十円。マイレージ割引は適用しない。

モニターに関する問い合わせは道路新産業開発機構のホームページから。<http://www.hido.or.jp/nirin/index.html>



平成17年11月28日  
東日本高速道路株式会社  
首都高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社  
阪神高速道路株式会社  
本州四国連絡高速道路株式会社

## ETCパーソナルカードの発行について

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の6社は、新たなETCカードを共同で発行することとし、受付を29日から開始しますのでお知らせします。

### 1. ETCパーソナルカードの特徴

「ETCパーソナルカード」は、クレジットカード契約をしないお客様にもETCをお使いいただけるよう6社が共同して発行するETCカードで、有料道路の通行料金のお支払いに限定されたカードです。

お申込みにあたっては、ご本人名義の郵便局の通常貯金口座をお持ちで、あらかじめ保証金（デポジット）を預託していただくことが主な条件となります。

ETCパーソナルカードでご利用いただいた通行料金は、お客様の郵便貯金口座から1ヶ月単位で引落しします。（デポジットは、あくまでもETCパーソナルカード発行にあたっての保証金であり、毎月の利用額を差し引く前払金ではありません。）

なお、カードの運営に要する費用の一部を賄うため、カード1枚あたり1,200円（税込み）の年会費をいただきます。

### 2. 預託していただくデポジット額

お申込みの際に、利用見込月額（有料道路の月平均利用額）と、年間最高利用月額（年間で有料道路を最も多くご利用される月の金額）をご申告いただきます。

利用見込月額を5千円単位で切り上げた額（1万円未満の場合は1万円とします）を4倍した額と、年間最高利用月額を2万円単位で切り上げた額とを比較し、いずれか高い額をデポジットとして預託していただきます。

カード発行後は、実際のご利用実績に応じてデポジットの増額をお願いすることがあります。

デポジットの計算例：利用見込月額が3,500円、年間最高利用月額が48,000円の場合

3,500円 10,000円×4=40,000円

48,000円 **60,000円**

この場合、預託していただくデポジット額は**60,000円**となります

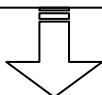
デポジット額をはじめとする本サービスの内容については、今後1年程度の間試行し、その結果により大幅に見直しされることがあります。

「お申し込みから引落までの流れ」など、詳細につきましては別紙をご参照ください。

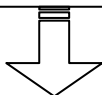
## 1. お手続きの流れ

### (1) お申込み方法

STEP1：SA・PAなどでお配りしている「ETCパーソナルカード利用申込書」に、住所、氏名、利用見込月額（有料道路の月平均利用額）や年間最高利用月額（年間で有料道路を最も多くご利用される月の金額）などの必要事項をご記入いただき、ETCパーソナルカード登録受付係あてに郵送してください。（利用申込書を折り畳んで糊付けしていただきますと、郵送用の封筒としてお使いいただけます。）



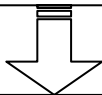
STEP2：登録受付係にて申込書の内容を確認のうえ、デポジット振込みのご依頼を郵送します。同封の払込取扱票により、お近くの郵便局取扱窓口にてデポジットをお振込みください。



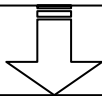
STEP3：デポジットの入金が確認できたお客様にETCパーソナルカードを郵送します。お手元に届いたその日からご利用いただけます。（デポジットのお振込み後、カードがお手元に届くまでには2週間程度を要します。）

### (2) カードご利用から引落しまでの流れ

STEP1：「ご利用料金のお知らせ」を郵送し、前月分のご利用額を毎月中旬頃にお知らせいたします。利用明細書も同封します。



STEP2：「ご利用料金のお知らせ」に記載の前月分のご利用額を、毎月26日に口座引落しいたします。



STEP3：口座引落した金額の領収証は、翌月の「ご利用料金のお知らせ」を郵送する際に、同封します。

## 2. 適用となる主な割引

E T CパーソナルカードでE T Cをご利用いただくことにより、E T Cマイレージサービス、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引など、クレジットカード会社が発行するE T Cカードでご利用した場合と同様の割引が受けられます。

E T C前払割引サービスにはご登録いただけません。

E T Cマイレージサービスのご利用には、別途ご登録が必要です。ご登録の詳細については、専用ホームページ (<http://www.smile-etc.jp/>) をご覧ください。

各割引の詳細は各社のホームページをご覧ください。

東日本高速道路株式会社	} 「ドラナビ」 <a href="http://www.nexco.ne.jp/">http://www.nexco.ne.jp/</a>
中日本高速道路株式会社	
西日本高速道路株式会社	
首都高速道路株式会社	<a href="http://www.shutoko.jp/">http://www.shutoko.jp/</a>
阪神高速道路株式会社	<a href="http://www.hanshin-exp.co.jp/">http://www.hanshin-exp.co.jp/</a>
本州四国連絡高速道路株式会社	<a href="http://www.jb-honshi.co.jp/">http://www.jb-honshi.co.jp/</a>

## 3. ご利用の停止

次の場合にはご利用を停止させていただくことがあります。

- ・月初からのご利用額の累計がデポジットを超える場合
- ・ご利用額の引落しが出来なかった場合
- ・ご利用実績に応じたデポジットの増額に応じていただけない場合

詳細につきましては、「E T Cパーソナルカード利用規約」(別添)をご覧ください。

ご利用を停止させていただいた場合には、E T C利用時にE T Cパーソナルカードをご利用されても料金所の開閉バーが開きません。現金等別の支払方法によりご通行いただくこととなります。

# 高速道路の割引キャンペーン等

# 有料道路別の主な割引制度の実施状況

		東・中・西日本高速道路株式会社		首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社	本州四国高速道路株式会社
		高速自動車国道	その他			
頻度割引	一般向け	マイレージ割引 (平成17年4月1日～)	マイレージ割引 (平成17年4月1日～)	多頻度割引 (平成17年10月1日～)	マイレージ割引 (平成17年10月1日～)	マイレージ割引 (平成17年6月1日～)
	業務向け	大口・多頻度割引 (平成17年4月1日～)	大口・多頻度割引 (京葉・アクア) (平成17年4月1日～)	多頻度割引 (平成17年10月1日～)	多頻度割引 (平成17年10月1日～)	大口・多頻度割引 (平成17年4月1日～)
時間帯割引等		深夜割引 (平成16年11月1日～) ・午前0時～午前4時 : 30%割引		夜間割引 (平成17年10月1日～) ・午後10時～午前6時 : 20%割引	夜間割引 (平成17年10月1日～) ・午後7時～午前7時 : 10%割引	
		早朝夜間割引 (平成17年1月11日～) ・午後10時～翌朝6時 : 50%割引		平日オフピーク割引 (平成17年10月1日～) ・午前11時～午後3時 ・午後6時～午後10時 : 10%割引	平日オフピーク割引 (平成17年10月1日～) ・午前11時～午後4時 : 10%割引	
		通勤割引 (平成17年1月11日～) ・午前6時～午前9時 ・午後5時～午後8時 : 50%割引		休日割引 (平成17年10月1日～) ・日曜・祝日 : 全日20%割引	休日割引 (平成17年10月1日～) ・土曜・日曜・祝日 : 全日20%割引  阪神西線は半分の割引率	

# ETCの更なる普及促進策(マイレージキャンペーン)の実施について

## ETCの利用状況

高速自動車国道（東／中／西日本高速道路株式会社管理）におけるETC利用率の状況については、以下の通り。

車種別で見ると、大型車（主に貨物自動車）で約90%であるのに対し、普通車（主に普通乗用車）では約40%。

平成17年9月実績。

曜日別で見ると、営業用車両等の利用の多い平日で約50%であるのに対し、休日では約40%。

平成17年10月実績。

今後の更なるETC普及促進には、個人ユーザーへの普及が不可欠

## 更なるETC普及促進策

### 1. 民営化記念ポイント3倍キャンペーン

平成17年12月全日の利用分について、通常の3倍のポイントを付与

平成18年1月～3月末までの土日祝日の利用分について、通常の3倍のポイントを付与

### 2. 新規申し込み600ポイントプレゼントキャンペーン

新たに車載器を購入してETCマイレージサービスに申し込んだ方などを対象に、600ポイントをプレゼント

マイレージ割引のポイント2倍キャンペーンは、平成18年3月末まで継続（平成17年4月から実施）



# 首都高速道路における総合的なETC後納割引制度

利用時間帯や利用金額等に応じた弾力的な割引を行い、首都高速道路の利用促進、有効活用を図る。

## ETCクレジットカード利用者

### 一般向け割引

一般利用者に対し前々月の利用実績に応じて割引

前々月の月間利用額	割引率
5,000円未満の場合	0%
5,000円以上1万円未満の場合	1%
1万円以上3万円未満の場合	2%
3万円以上5万円未満の場合	4%
5万円以上7万円未満の場合	6%
7万円以上の場合	8%

## ETCコーポレートカード利用者

### 大口向け割引

大口利用者に対し当月の利用実績に応じて割引

当月の月間利用額	割引率
5,000円までの部分	0%
5,000円超1万円までの部分	2%
1万円超3万円までの部分	5%
3万円超5万円までの部分	8%
5万円超の部分	12%

## 多頻度割引

重複適用により実質割引率がUP

## 時間帯等の割引

### (休日割引)

割引時間帯  
日曜・祝日の全日

割引率 20%  
(社会実験を含む)

### (平日オフピーク割引)

割引時間帯  
11時～15時  
18時～22時

割引率 10%  
(社会実験を含む)

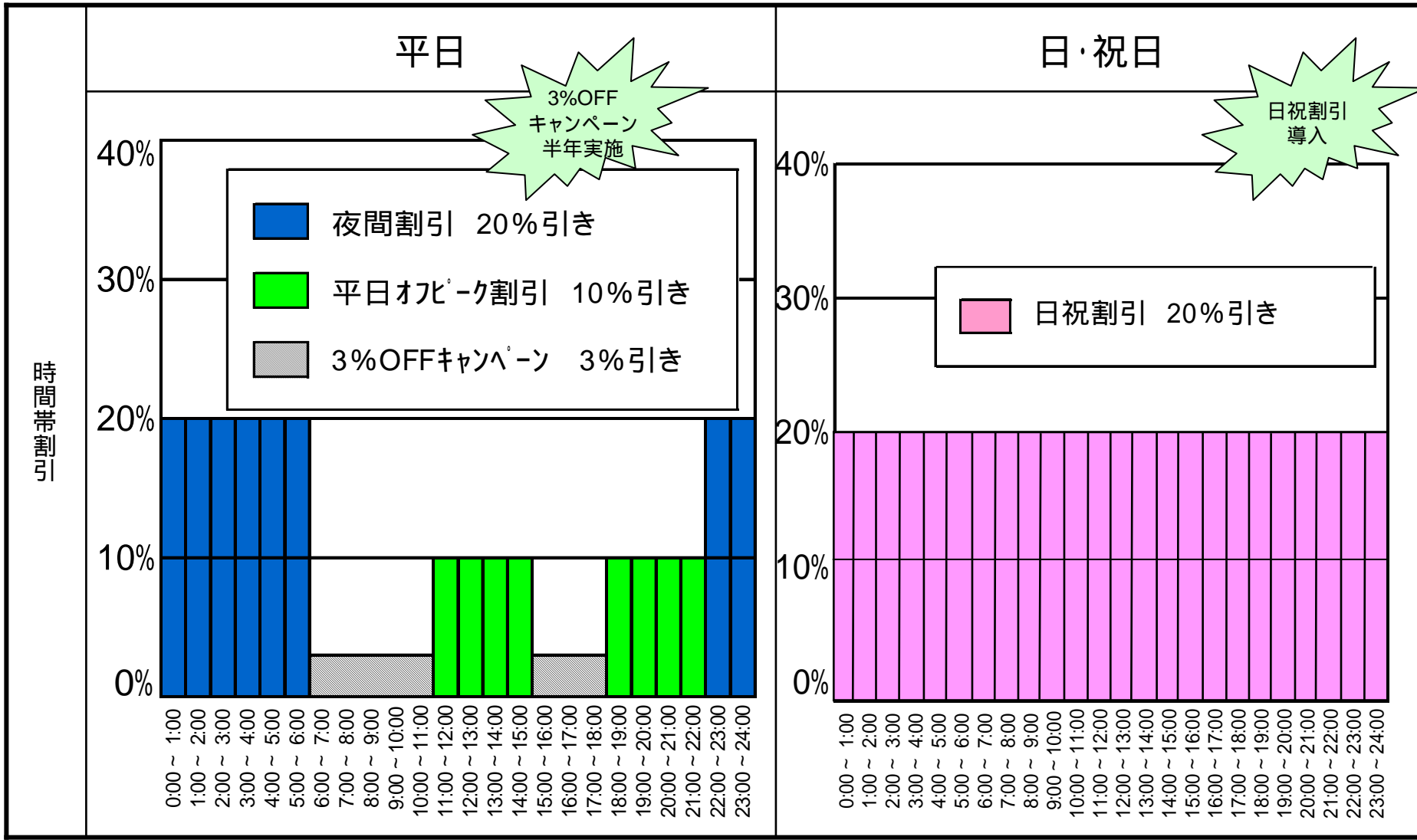
### (夜間割引)

割引時間帯  
22時～6時

割引率 20%  
(社会実験を含む)

# 首都高速道路における3%OFFキャンペーンについて

平成17年10月～平成18年3月



# 阪神高速道路における総合的なETC後納割引制度

利用時間帯や利用金額等に応じた弾力的な割引を行い、阪神高速道路の利用促進、有効活用を図る。

## ETCクレジットカード利用者

### 一般向けマイレージ・ポイントサービス

基本ポイント: 利用額100円ごとに3ポイントを付与  
 加算ポイント: 下表の利用額に応じて付与  
 100ポイント = 100円で還元 (最低交換ポイント: 500ポイント)  
 ポイントは付与された翌年度末まで有効 (最大2年間)

月間利用額	基本ポイント (100円につき)	加算ポイント (100円につき)	付与率
1万円までの部分	3P	0P	3%
1万円超3.5万円までの部分		3P	6%
3.5万円超7万円までの部分		5P	8%
7万円超の部分		10P	13%

## ETCコーポレートカード利用者

### 事業者向け多頻度割引

当月の利用実績に応じた割引

当月の月間利用額	割引率
5,000円までの部分	0%
5,000円超1万円までの部分	3%
1万円超3.5万円までの部分	6%
3.5万円超7万円までの部分	8%
7万円超の部分	13%

## 多頻度割引

重複適用により実質割引率がUP

## 時間帯等の割引

### (休日割引)

割引時間帯  
土曜・日曜・祝日の全日

割引率 20% (阪神西圏は10%)  
(社会実験を含む)

### (平日オフピーク割引)

割引時間帯  
11時～16時

割引率 10%  
(社会実験を含む)

### (夜間割引)

割引時間帯  
19時～7時

割引率 10% (阪神西圏は5%)  
(社会実験を含む)

# 阪神高速道路における3%OFFキャンペーンについて

平成17年10月～平成18年3月

